

## 第494回岡山地方最低賃金審議会資料

### 資 料 目 次

- 1 岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(写)



令和3年11月16日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、  
冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫  
製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・  
フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、  
他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 横山純子

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿  
調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、  
基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空  
装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、  
サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月2日及び7月30日岡山地方最低賃金審議会において  
付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと  
おりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	横山純子	弁護士
部会長代理	西田和弘	岡山大学学術研究院法務学域 教授
	國光類	岡山商科大学経済学部 准教授

労働者代表委員

	井上明夫	ヤンマーアグリ労働組合 書記長
	小林陽一	日本労働組合総連合会岡山県連合会 副事務局長
	伊達直人	JAM山陽岡山県連絡会 事務局長

使用者代表委員

	上田哲也	協同組合岡山鉄工センター 事務局長
	田中三郎	みのる産業(株) 企画部 部長
	鶴海元	カーツ(株) 監査役

## 別 紙

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

### 1 適用する地域

岡山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
- (2) 家庭用エレベータ製造業
- (3) 冷凍機・温湿調整装置製造業
- (4) 玉軸受・ころ軸受製造業
- (5) 農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。）
- (6) 縫製機械製造業
- (7) 生活関連産業用機械製造業（包装・荷造機械製造業を除く。）
- (8) 基礎素材産業用機械製造業（化学機械・同装置製造業を除く。）
- (9) 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- (10) 真空装置・真空機器製造業
- (11) 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
- (12) 事務用機械器具製造業
- (13) サービス用・娯楽用機械器具製造業
- (14) (1) から (13) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (15) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(13)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

### 3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間952円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業

### 最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第490回 岡山地方最低賃金審議会	令和3年 7月2日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第491回 岡山地方最低賃金審議会	令和3年 7月30日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和3年 7月30日	締 切 令和3年8月20日
専門部会委員の任命	令和3年 9月1日	
第1回 専門部会	令和3年 9月15日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について
第2回 専門部会	令和3年 9月21日	1 改正決定の必要性の有無について審議
第3回 専門部会	令和3年 9月29日	1 改正決定の必要性の有無について審議
第4回 専門部会	令和3年 10月19日	1 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和3年 10月19日	締 切 令和3年11月8日
第5回 専門部会	令和3年 11月11日	1 最低賃金額の審議
第6回 専門部会	令和3年 11月16日	1 最低賃金額の審議（結審）